

入札説明書

令和8年札幌市告示第1175号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和8年3月16日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階北側

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 電話 (011) 211-2352

電子メール：kei.shomu@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称 カラー複合機保守管理業務

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(4) 入札方法 予定数量を用いた月額で行う（入札書の「単価」に記載する金額は銭単位（1円未満2桁）まで記載して良いこととする）。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「役務(一般サービス業)」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設小規模修繕業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 本店所在地が札幌市内であること。

5 入札参加について

(1) 入札参加資格は上記4のとおりだが、参加を希望する場合は、4(2)及び(6)に掲げる参加資格を有することを確認するための書類を下記のとおり提出すること。なお開札日の前日までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 提出期限

令和8年3月23日（月）11時00分

証明書類に入札参加資格送付書（別紙1）を添付し、上記1の契約担当部局へ持参又は送付すること（持参の場合も送付書は必須。送付の場合は必着のこと）。

6 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。

(2) 入札書の受領期限及び提出場所

令和8年3月25日（水）10時30分（必着）

上記2に同じ

(3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙2の様式にて作成し、送付又は持参により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年3月25日（水）11時30分開札「カラー複合機保守管理業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状（別紙3）は入札書と同封せず提出すること。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、それぞれに「令和8年3月25日（水）11時30分開札「カラー複合機保守管理業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない（必着）。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状（別紙3）は入札書と同封せず、外封筒に入れて送付すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 質問の提出方法

書面（様式は自由）による持参又は電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後は、必ず1日以内の届く返信メールにて着信確認すること。

イ 質問の提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、1の告示の日から令和8年3月18日（水曜日）17時00分までの間で提出すること。

ウ 質問に対する回答

令和8年3月19日（木曜日）17時00分までに本ホームページにおいて公開する。

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/r8hoshu.html>

(5) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名、名称又は商号及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状（別紙3）を入札書と同封せず送付又は持参により提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和8年3月25日（水）11時30分

札幌市役所本庁舎15階北側 経済企画課事務室内

(9) 開札

ア 入札者又はその代理人は立会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙3）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。再度の入札についても、送付又は持参による。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、落札金額（月額）を1年間当たりの額に換算した額（月額×12）の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定 無

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金の納付をしないとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第26号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙4）を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付を要する場合はその納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 別紙5（契約書案）のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日の定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ。

イ その他 提出は持参によるものとし、送付又は電送は認めない。